



宮 崎 県 公 報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第29号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

- 公有財産取扱規則の一部を改正する規則……………(総務課) 1
- 宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則……(“) 3
- 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) 3
- 専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則……(“) 3
- 職員の被服貸与規則の一部を改正する規則……………(“) 3
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(“) 3
- 知事及び出納長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 3

- 会計管理者の事務代理に関する規則……………(“) 3
- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(市町村課) 4
- 旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則……………(会計課) 4

告 示

- 県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(管理課) 4

訓 令 甲

- 公印規程の一部を改正する訓令……………(総務課) 5
- 文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(“) 5
- 宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令……………(“) 6
- 宮崎県森林組合等検査規程の一部を改正する訓令……………(山村・木材振興課) 6
- 建設技術専門研修規定の一部を改正する訓令……………(管理課) 7

規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十四号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和二十九年宮崎県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第二条の四第四項中「出納長」を「総務部長」に改め、「部局長」の下に「(総務部長を除く。)」を加える。

第四条第一項第二号ウ中「及び公の施設に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第七号)第二条の規定により設置されたひなもり台県民ふれあいの森」を削る。

第六条第二項第十一号中「登記簿若しくは登録簿謄本、」を「登記事項証明書等(登記又は登録事項の全部を証明した書面をいう。)」に改める。

第七条第四号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書(登記事項の全部を証明したものに限る。)」に改める。

第十二条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十六条第一項第一号中「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改める。

第三十五条第四号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

別記様式第五号の二中「庄委則」を「会計管理規」に改める。

別記様式第十四号を次のように改める。

様式第14号 (第24条関係)

シレイ 文書番号

行政財産使用許可書

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

年 月 日付で申請のあつた行政財産の使用については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 238条の 4 第 7 項の規定により下記の条件をつけて許可します。

年 月 日

宮崎県知事
(出先機関の長)



記

1 使用許可財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種類 (種別)
- (4) 面積 (数量)
- (5) 関係図面

2 使用許可内容

- (1) 使用の目的及び用途
- (2) 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 使用料 円
- (4) 使用料の納入方法及び納入場所

3 使用許可条件

4 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

(文書取扱)

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第四号の改正規定及び別記様式第十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十五号

宮崎県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

宮崎県職員宿舍管理規則(昭和四十三年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第四条第一項中「、出納長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十六号

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「かかげるもの」を「掲げる者」に改め、同項第一号中「係長又は」を「課長その他」に、「及び室長」を「その他これに相当する職務にある者」に改め、同項第二号中「及び室長」を「その他これに相当する職務にある者」に改め、「又は室長」を削り、「出納帳」を「会計管理者」に改め、同項第三号中「解」を「かい」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十七号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則(昭和三十二年宮崎県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

報酬の額及び職務の級の表女性相談員の項中「五、八二〇円」を「六、〇五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十八号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則(昭和三十五年宮崎県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。

2 貸与期間が満了し、又は使用に耐えなくなった貸与品について

は、被貸与者に支給することができる。

第十一条第二項中「記載させなければならない」を「記載させた上で、貸与品を貸与するものとする」に改め、同条に次の二項を加える。

3 所屬長は、職員から第一項の申出があつた場合において、当該職員に貸与していた貸与品の消耗の程度が使用に耐えたと認めるときは、第二条第一項に規定する貸与期間にかかわらず、引き続き当該貸与品を貸与することができる。

4 所屬長は、前項の規定により貸与した貸与品が使用に耐えなくなつたと認めるときは、被服貸与簿に必要な事項を記載させた上で、新たな貸与品を貸与するものとする。

別表物品管理課の項及び優良家畜受精卵総合センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成十六年宮崎県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する感染症」の下に「(同条第三項第二号に規定する結核を除く。)」を加え、「同条第五項」を「同条第五項第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

知事及び出納長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第三十号

知事及び出納長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事及び出納長の職務代理に関する規則(昭和三十二年宮崎県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び出納長」を削る。

第一条中「及び出納長」を削る。

第二条中「共に」を「ともに」に改める。

第三条中「職務執行者は、上席の事務吏員である部長」を「職務代理者は、宮崎県部等設置条例(平成十六年宮崎県条例第四号)第一条の表に規定する部等(総合政策本部を除く。以下同じ。)の部長の職にある者とし、その順序は、同表に掲げる部等の順序」に改める。

第四条及び第五条を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

会計管理者の事務代理に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第三十二号

会計管理者の事務代理に関する規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第三項の規定による会計管理者に事故があるときの会計管理者の事務代理者は、会計管理局次長とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十二号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「出納長」を「出納係長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十三号

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「出納長」を削る。

第八条第一項中「受領印を徴した書類」の下に「(やむを得ない理由により当該旅費を支給された者(職員を除く。)から受領印に代えて受領の署名を徴した場合は、当該受領の署名を徴した書類)を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九条中「若しくは第二項又は第三項」を「又は第二項」に改める。

別記様式第一号(その一)中

Table with 2 rows and 2 columns. Row 1: 承認, 理由. Row 2: 承認, 理由 | 陸路 | 承認, 理由

改める。

別記様式第一号(その二)中

Table with 3 columns: 予算担当係長, 旅費担当者, 主管係長. Below it, a table with 3 columns: 予算担当リーダ, 旅費担当, 主管担当リーダ. To the right, a table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払).

改める。

別記様式第一号(その三)中

Table with 3 columns: 予算担当係長, 旅費担当, 主管係長. Below it, a table with 3 columns: 予算担当リーダ, 旅費担当, 主管担当リーダ. To the right, a table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払).

改める。

別記様式第一号(その四)中

Table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払). To the right, a table with 2 columns: 主管係長, 主管担当リーダ.

に改める。

別記様式第一号(その五)中

Table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払). To the right, a table with 2 columns: 主管係長, 主管担当リーダ.

別記様式第二号中

Table with 2 rows and 2 columns: 承認, 理由. Row 2: 承認, 理由 | 陸路 | 承認, 理由

改める。

別記様式第三号中

Table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払). To the right, a table with 2 columns: 主管係長, 主管担当リーダ.

別記様式第四号(その一)中

Table with 2 rows and 2 columns: 承認, 理由. Row 2: 承認, 理由 | 陸路 | 承認, 理由

改める。

別記様式第四号(その二)から別記様式第四号(その五)までの

Table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払). To the right, a table with 2 columns: 主管係長, 主管担当リーダ.

別記様式第四号(その七)中

Table with 2 rows and 2 columns: 承認, 理由. Row 2: 承認, 理由 | 陸路 | 承認, 理由

改める。

別記様式第四号(その八)中

Table with 3 rows and 2 columns: 支払区分, コード (5 概算払, 6 精算払); 支出方法区分, コード (1 精算払, 3 概算払). To the right, a table with 2 columns: 主管係長, 主管担当リーダ.

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の旅費の支払事務に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

許 示

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格

等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百四十号

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成十六年宮崎県告示第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「土木部管理課」を「県土整備部管理課」に改める。
別表第二中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第四号

本 庁
各 出 先 機 関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和三十七年訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第十二条中「出納長、部長、出納事務局長」を「部長(総合政策本部長を含む。)、会計管理者」に改める。

別表中

宮 崎 県 副 知 事 印	宮 崎 県 副 知 事 印	方27	1	一般公文書用	総 務 部 総 務 課 長
宮 崎 県 出 納 長 印	宮 崎 県 出 納 長 印	方21	1	会計事務用	会 計 課 長
宮 崎 県 出 納 長 印	宮 崎 県 出 納 長 印	直径16.5	1	小切手振出用	会 計 課 長
宮 崎 県 総 合 政 策 本 部 長 印	宮 崎 県 総 合 政 策 本 部 長 印	方21	1	一般公文書用	総 合 政 策 課 長
宮 崎 県 各 部 長 印	宮 崎 県 各 部 長 印	方21	各 1	一般公文書用	部 内 各 課 の 連 絡 調 整 に 関 する 事 務 を 担 当 す る 課 の 長
宮 崎 県 各 局 長 印	宮 崎 県 各 局 長 印	方21	各 1	一般公文書用	当 該 局 長
宮 崎 県 出 納 事 務 局 長 印	宮 崎 県 出 納 事 務 局 長 印	方21	1	一般公文書用	会 計 課 長
宮 崎 県 何 課 長 印	宮 崎 県 何 課 長 印	方21	各 1	一般公文書用	主 務 課 長

を

宮 崎 県 副 知 事 印	宮 崎 県 副 知 事 印	方27	1	一般公文書用	総 務 部 総 務 課 長
宮 崎 県 総 合 政 策 本 部 長 印	宮 崎 県 総 合 政 策 本 部 長 印	方21	1	一般公文書用	総 合 政 策 課 長
宮 崎 県 各 部 長 印	宮 崎 県 各 部 長 印	方21	各 1	一般公文書用	部 内 各 課 の 連 絡 調 整 に 関 する 事 務 を 担 当 す る 課 の 長
宮 崎 県 分 科 長 印	宮 崎 県 分 科 長 印	方21	1	一般公文書用	会 計 課 長
宮 崎 県 分 科 長 印	宮 崎 県 分 科 長 印	直径16.5	1	小切手振出用	会 計 課 長
宮 崎 県 各 局 長 印	宮 崎 県 各 局 長 印	方21	各 1	一般公文書用	当 該 局 長
宮 崎 県 何 課 長 印	宮 崎 県 何 課 長 印	方21	各 1	一般公文書用	主 務 課 長

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の公印規程に基づき作成された出納長に係る公印の処理は、この訓令による改正後の公印規程第六条第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第五号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程(平成二年訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同条第五号中「同条第三項に規定する局長」を「会計管理者」に改め、同条第六号中「第二百六十三条第五項」を「第二百六十三条第四項」に改める。

第十九条中「出納長名」を削る。

第二十条第一項中「出納長名」を削り、同条第二項中「係名」を「担当名」に改める。

第二十一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条中「のうち、」の下に「総務課長又は行政経営課長」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第十七条第四項の規定により例文として登録されているものあっては、総務課長及び行政経営課長の合議を要しない。

第四十八条第三項中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改める。

別表(三十年保存)第十四号中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

別記様式第九号中

(決裁区分)	知 事	副 知 事	出 納 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当
	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長

を

(決裁区分)	知 事	副 知 事	出 納 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当
	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長

に、

知 事	副 知 事	出 納 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当
部 長	次 長	課 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当

を

知 事	副 知 事	出 納 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当
部 長	次 長	課 長	課 長	課 長	課 長	担 当	担 当	担 当

に改める。

別記様式第十二号の(備考)中「、任意地にありつは任意地」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の改正規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の文書取扱規程(以下「改正前の規程」という。)別表(三十年保存)第十四号に規定する出納長の事務引継書の処理は、この訓令による改正後の文書取扱規程別表(三十年保存)第十四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

3 この訓令の施行の際現に存する改正前の規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第六号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程(平成十七年訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「記録をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三号を次のように改める。

二 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。

第二条第四号中「鍵をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「宮崎県認証局」を「地方公共団体組織認証基盤における認証局(以下「認証局」という。)」に改め、同条第五号中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 会計管理者

第五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条の見出し中「新規」を削り、同条第一項中「鍵情報等の発行を受けようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに、鍵情報等交付等申請書」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、鍵情報等の発行を、鍵情報等発行等申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新規に発行を受けようとする場合

一 組織変更等による公開鍵証明書に記載情報の変更の発生により新たに発行を受けようとする場合

二 廃止又は失効により新たに発行を受けようとする場合

第七条第三項中「宮崎県認証局」を「認証局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「宮崎県認証局」を「認証局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号に規定する鍵情報等の発行の申請は、鍵情報等の使用開始の一月前までに行わなければならない。

第八条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに」に、「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条中「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改める。

第十条第一項第五号中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第二項中「前項第三号から第七号まで」を「前項各号」に改め、「該当する場合」の下に「又は組織変更等により公開鍵証明書の記載情報の変更が発生する場合」を加え、「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改める。

第十一条中「総務課長」の下に「に」を加える。

第十二条第一項中「又は廃止」を「、廃止又は失効」に改める。

別表中

副知事	総務課長
出納長	出納事務局会計課長
部長	各部連絡調整課長
出納事務局長	出納事務局会計課長

を

副知事	総務課長
部長	各部連絡調整課長
会計管理者	会計管理局会計課長

に改める。

別記様式第一号中「新規発行」を「発行」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県森林組合等検査規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第七号

環境森林部

宮崎県森林組合等検査規程の一部を改正する訓令

宮崎県森林組合等検査規程(昭和二十九年訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事務職員、又は「技術職員」を「職員」に、「検査職員」を「検査職員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「検査職員は」を「検査職員は」に、「行なう」を「行う」に、「森林組合検査職員証」を「森林組合等検査職員証」に改める。

第六条第二項中「検査職員」を「検査職員」に、「その他」を「その他」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「検査

史員」を「検査職員」、「うる」を「得る」に改める。

第九条中「検査史員」を「検査職員」に、「行なつては」を「行なつては」に改める。

第十条中「検査史員」を「検査職員」に、「その他の取引先、退職した役員若しくは使用人、又はその他の関係者」を「、組合を退職した役員又は使用人、組合の取引先その他の組合に関係する者」に改める。

第十一条中「検査史員」を「検査職員」に、「一に」を「いずれかに」に、「場合」を「とき」に改める。

第十二条第一項中「検査史員」を「検査職員」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「検査史員」を「検査職員」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十四中「検査史員」を「検査職員」に改める。

別記様式(表)中「森林組合検査員証」を「森林組合検査員証」に、「行なう史員」を「行う職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

建設技術専門研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第八号

本 庁
各出先機関

建設技術専門研修規程の一部を改正する訓令

建設技術専門研修規程(昭和四十五年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。